東大阪福介認第１１１０号
令和８年１０月２３日

関 係 各 位

東大阪市 福祉部 高齢介護室
介護認定課

ケアプラン作成を目的とした
主治医意見書の情報提供に係る申請をされる事業者様へ（お願い）

平素より、本市介護保険行政の運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年１０月２６日より、主治医意見書において医療機関からケアプランの情報提供を求める記載があった場合の本市の取り扱いを変更いたします。

これまで、提出された主治医意見書において、作成した主治医よりケアプランの情報提供を求める旨の記載等があった場合、厚生労働省通知（平成１２年４月１１日付　老健第９３号）にて、主治医とサービス事業者等が、共通認識をもつことがのぞましいと記載されていることを踏まえ、介護認定課より、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出されている担当事業者様へ、主治医がケアプランの提供を求めている旨のお知らせを、個別に郵送しておりました。

この度、この運用の見直しを行い、個別のお知らせについては、実施しないことと致しました。

主治医意見書の情報提供に係る申請をされた事業者様におかれましては、今後、個別のお知らせはございませんが、提供された主治医意見書をご確認いただき、ケアプランの情報提供を求める記載等があった場合には、前記の厚生労働省通知の趣旨をご理解いただいた上で、引き続き、可能な範囲で積極的にご対応いただけますと幸いです。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

※主治医へのケアプランの情報提供を強制するものではございません。

東大阪市高齢介護室介護認定課
〒577-8521
大阪府東大阪市荒本北 1-1-1
ＴＥＬ：06-4309-3190